

第7章

ヨルダン王制の安定性

——国王の権威を支える諸要素——

錦田 愛子

はじめに

ヨルダン・ハーシム王国（以下、ヨルダン）は、中東で政治体制として君主制をとる国々のなかでもひとときわ安定性が高く、長期政権の続く国家である。先代のフセイン国王（Ḥusayn ibn Ṭalāl）は、17歳で即位した1952年から1999年までの実に47年間にわたり治世を維持した。その間、隣接するパレスチナ／イスラエルでは3度の戦争が起き、イラクでもクーデターが起きて王制が倒れ、アメリカを中心とする多国籍軍とのあいだで湾岸戦争が起きたが、ヨルダンは安定を保った。その後を継いだ現国王アブドゥッラーII世（‘Abd Allāh ibn Ḥusayn ibn Ṭalāl）も1999年の王位継承以後、2011年からの「アラブの春」による動乱期を乗り越え、本章脱稿時点（2016年）ですでに17年間、体制を維持している。建国から数えてもわずかに4人の国王が、国家元首として地位を脅かされることなく統治してきた⁽¹⁾。天然資源に恵まれず、歴史的な国家の淵源にも乏しい、国民のあいだでの同質性の低いヨルダンで、このように国家体制が長期にわたり維持されてきたのはなぜか。本章ではヨルダンにおける君主制の正統性に注目し、それを支える複数の要素に分けて検討を加える。

第1節 弱い君主制？

本論に入る前に、本節ではまずヨルダンをめぐる概況について、理論的枠組みから整理しておきたい。君主制については、ハンティントンが「国王のジレンマ」のなかで、近代化とともに消え行くべき政治体制の形態として指摘していた (Huntington 1968)。だが実際には君主制はより柔軟性に富み、持続力があることが、中東・北アフリカの実例から示されている。これに対して、安易な中東例外論に陥らない理論化の試みは、すでに豊富に存在する。中東の君主制に注目した安定メカニズムの説明としては、代表例として、豊富なレント収入の配分により国民のあいだの不满を抑えるレントリア国家論 (Beblawi 1987) や、王族内部での公職の分有でクーデターのリスクを減らすという王朝君主制論 (Herb 1999) などがある。しかしヨルダンは原油の出ない非レントリア国家であり、国際援助など不安定な収入に依存した、弱い財政基盤しかもたない。公務は国王と王妃を中心とした一部の王族のみによって担われ、王族の人数も少なく公職を独占しているわけではない。実際の政治から普段は一步引いた立場に身をおき、重要な場面でのみ介入するというリンチピン君主制論 (Lucas 2004) は当てはまるものの、そもそもリンチピンな (要のみを押さえる) 君主が、その限定的な役割にもかかわらず、なぜ支持を集めて体制を安定させることができるのか、という点について、この議論では十分な説明がなされていない。

他方でヨルダンは、他の中東の君主制国家と比較しても、とりわけ脆弱な政治的背景や構造を抱えている。そもそもヨルダンという国家の枠組み自体、第一次世界大戦後のオスマン帝国解体の過程でイギリス委任統治領として設定されたもので、エジプトのように古くから人の住む一定の地域的一体性の実態に基づき国家が形成されたわけではなかった (Robins 2004, 5-15)。現在も維持されているシリア・イラクとの国境線沿いには居住人口も少なく、境界線の厳密な位置について必然性は乏しい。

王室を世襲するハーシム家もまた、ヨルダンの国土に古くから根ざした部族ではなかった。彼らは現在のサウジアラビアであるヒジャーズ地方から来た、この地域では歴史の浅い外来の部族である (Billingsley 2009, 120-123)。第一次世界大戦期にイギリスの先導下でオスマン帝国に対するアラブ大反乱を率いたハーシム家を中心とする部隊は、トランスヨルダンの主要拠点アカバ等を攻略するうえで、地元の部族の協力を必要とした。戦後の列強諸国による旧オスマン領分割において、ハーシム家のアブドゥッラーI世 ('Abd Allāh ibn Ḥusayn ibn 'Alī) が代理統治者に選ばれたのは、彼がむしろ「強過ぎず、トランスヨルダンの住民ではなく、体制を維持するうえでイギリス政府の後ろ盾を必要とする人物」であったからにすぎない (Shlaim 2007, 14-15)。フランスの介入により打倒されつつあったシリアのアラブ政府の増援に向かおうとしていたアブドゥッラーは、こうして1921年、トランスヨルダン首長国の初代首長に任ぜられることになった。

国家権力の正統性を保持するための政治的制度もヨルダンでは発達せず、むしろ建国後の早い段階で議会制民主主義の構築は停止されてしまった。アブドゥッラーI世初代国王の暗殺 (1951年) に続き、クーデター未遂が起きると (1957年)²⁾、これを受けてヨルダンでは1957年から1992年までのあいだ、政党活動が禁止された (Robins 2004, 94-102)。民主化改革を受けて1989年には実に22年ぶりに下院総選挙が行われるが、そこで最大勢力となったムスリム同胞団から閣僚が出ることはなかった (吉川 2007, 7, 90-115)。このように、建国後しばらくのあいだヨルダンでは政治活動が禁止されることとなり、その後も定着したとは言い難い。議会選挙はときおり行われるものの、そこでの得票も政党ごとの主義主張を戦わせるものとはなっていない。こうした民主的政治制度の機能不全は2011年の「アラブの春」で反発を招き、各地で抗議行動が起きた。

上述のように、領土的一体性や、王室と住民のつながり、政治制度での民意の反映などが、いずれも確保されていない状態は、むしろ君主制の弱さを裏づける要素と考えられる。それにもかかわらず、ヨルダンで体制が比較的

安定を保つことができたのはなぜか。一見脆弱なはずのヨルダンの君主制が長期にわたり存続して来た理由を考えるうえで、本章では君主制の正統性 (legitimacy) という要素に注目する。

正統性に注目するのは、ヨルダンでは、トランスヨルダン系であるとパレスチナ系であるとかかわらず、国民のあいだで国王や君主制に対する強い支持の存在が観察されるからである。とりわけ、後述のように国内のパレスチナ勢力への弾圧があった「黒い9月事件」(1970年)以後も、パレスチナ系のあいだでヨルダン王室への反発が定着しなかったことは特筆に値する。筆者が長期現地調査を行った2003～2005年において、多くのパレスチナ系住民に対する聞き取り調査のなかで、ヨルダン国王を批判する声はほぼ皆無といえた。代わりに批判の対象とされたのは当時のワスフィ・アッ＝テル首相 (Wasfi al-Til) であった。地図上では首相の名がつけられた通りが、実際には市民のあいだでは「ガーデンズ通り」と呼ばれていることから、その反感はうかがわれる。

このような断片的な情報を除けば、体制の権威主義的性格の強い中東諸国において、民衆心理における支持の真意やその理由を、世論調査等で明らかにすることは難しい。代わりに本章では支持を「国民が君主制に正統性を感じている状態」と読み替え、それらの正統性の獲得が政策を通じて追求され、国民のあいだでそうした政策が支持を集める蓋然性が高いことを確認することをおして、説明要因を探ることとする。

第2節 君主制を支える諸要素

支配の正統性に関する古典的議論で、ウェーバーは支配のあり方として3つの類型(伝統的、合法的、カリスマ的)を挙げた。これらの類型は、対象となる社会の規模にかかわらず当てはまる要素と指摘されたものの、具体的に何をもちその必要要件とするかという点については明確な基準は示されて

いない（ウェーバー 1970; 2012）。また同一要素が異なる国において、同じ程度に正統性を担保する保障もない。むしろそれらは、各々の共同体や政体において異なる要素から構成されると考えるべきだろう。実際、モロッコにおける正統性の要素として、制度とその運営に反映された民主主義の存在を「コスメティック・デモクラシー」と挙げる議論もある（浜中・白谷 2015）。だが既述のとおり、ヨルダンでは民主的政治制度は長年機能しておらず、この要素は当てはまらない。

本章ではヨルダンの君主制において、正統性を担保すると考えられる諸要素として、その歴史的経緯や制度面などから次の4点を取り上げる。

- ① 聖地エルサレムの管理権を握ることによる伝統的・イスラーム的権威
- ② 多様な国民を統合するための近代的ネイション・ビルディング
- ③ 立憲主義に基づく王権の法的規定
- ④ 最高権力の象徴としての国王のカリスマ

いうまでもなくこれらは、ウェーバーによる支配の3類型に関連づけて整理されたものである。それに加えて、被治者の側をまとめあげる装置として、ネイション・ビルディングを構成要素として挙げた。以下ではこれらの要素について、それぞれ検討を加えていく。

1. 聖地管理権とヨルダン君主の伝統的・イスラーム的権威

エルサレムはイスラーム教とキリスト教、およびイスラエルの主要宗教であるユダヤ教のいずれにとっても聖地とされる場所である。現在のエルサレム市の中心部には、オリーブ山にあるキリスト教の諸教会、ダビデ王の墓、最後の晩餐の部屋、等々宗教的史跡が数多く存在する。エルサレム旧市街のなかには、聖墳墓教会や、ヴィアドロローサ、シナゴグ跡地などとくに宗教的に重要な場所が多い。だがなんととってもその中核をなすのは、旧市街

内部にあるユダヤとイスラームの係争地ハラム・アッシャリーフ（ユダヤ側の名称は「神殿の丘」）であろう⁽³⁾。

サウジアラビアにあるマッカとマディーナに続き、イスラーム教第3の聖地とされるエルサレムのハラム・アッシャリーフは現在、ヨルダンのワクフ・イスラーム宗務省（Wizāra al-Awqāf wa al-Shu'ūn wa al-Muqaddasāt al-Islāmiya: 以下、ワクフ省）管轄下にある⁽⁴⁾。そのため、ユダヤ人の無断でのハラム・アッシャリーフ立ち入りや、それに挑発された衝突など、問題が起きた場合に、政治レベルでイスラエル側とのあいだで協議にあたるのはヨルダン政府である。両国にとって聖地管理は重要な問題であるため、イスラエル首相に対してヨルダン国王自身が交渉に臨む様子がしばしば報道される。

地理的に離れ、日常的な衝突がパレスチナ人とイスラエル人とのあいだで起きるハラム・アッシャリーフについて、なぜ隣国のヨルダンが管轄権をもつのか。そこには歴史的経緯の存在が指摘される。第一次世界大戦後、イギリスの委任統治下におかれていたエルサレムは、1948年にイスラエル建国をめぐるアラブ軍とユダヤ民兵間の衝突の末（第一次中東戦争）、東西に分割された。西エルサレムはイスラエルの支配領域となり、東エルサレムは聖地のある旧市街全体を含めてヨルダンの統治下に入った。その背景には、開戦前にユダヤ機関政治局長のゴルダ・メイル（Golda Meir）とアブドゥッラー-I世国王のあいだで交わされていた、パレスチナ分割の密約があった（Shlaim 1988, 122-159; 2007, 28）。ヨルダンは同年末にエリコで会議を開き、親ハーシム王家派のパレスチナ人名望家から「ヨルダン・西岸・エルサレム旧市街の立憲的連合」への合意を取り付けた。これに従い、東エルサレムを含む西岸全体は、法的・政治的にヨルダン国家に併合されることとなる。

だがその後、1967年に起きた第三次中東戦争は、西岸と東エルサレムをイスラエルの実効支配下に入れ、ヨルダンから奪った。フセイン国王は敗戦演説で、失われた土地を彼自身の「家族」としての損失でもあると語った。その背景には、彼がアラブ大反乱の時代にこの土地を与えられたハーシム家の後裔であるという歴史的正当性を強調する意図があったとみられる（Sh-

laim 2007, 253)。またエルサレムの管理権を握ることは、イスラームの預言者ムハンマド直系の子孫であるとの宗教的権威を誇るハーシム王家にとって⁽⁵⁾、統治の宗教的正統性を司る重要な象徴であり、権威の源泉 (resource) でもあった。

衝突の再燃を防ぐため、エルサレムのワクフに対するヨルダンの管理権はその後も保持された。1994年にイスラエル・ヨルダン平和条約が結ばれると、エルサレムの聖地管理権については、以下のように定められた。条文の表現は、まさにヨルダンの伝統的・イスラーム的な統治の正統性を裏づけるものといえよう。

第9条 (歴史的宗教的重要性と宗教間関係 [Interfaith Relations] にかかわる場所)⁽⁶⁾

第1項 関係者は各々宗教的歴史的に重要な場所への接近の自由を与える。

第2項 前項の目的を果たすため、ワシントン宣言に従い、イスラエルはヨルダン・ハーシム王国がエルサレムのイスラーム教徒の聖なる神殿において現在もつ特別な役割を尊重する。最終地位をめぐり交渉する際には、イスラエルはこれらの神殿におけるヨルダンの歴史的な役割に対して優先権を与える。〔後略〕

この規定は本章脱稿現在でも有効であり、ハラム・アッシャリーフ侵犯をめぐる政治的駆け引きに使われている。近年の動きとしては、2014年10月半ば頃より、ハラム・アッシャリーフでのムスリムの礼拝制限 (年齢と日付による)、ユダヤ人の同地への訪問規制の撤廃法制化へ向けた動き、右派のイスラエル閣僚の同地への訪問、などが始まり、緊張が高まった。これに対してヨルダンは、11月5日に駐イスラエル・ヨルダン大使ワリード・オベイダート (Walīd ʿUbaydāt) を召還し、強い抗議姿勢を示した。

こうした動きは、同年夏に1カ月以上続き、総計2000人以上の死者が出たガザ戦争の時には、ヨルダンが同様の抗議を示さなかったことと比較すると、エルサレム問題のもつ重要性を改めて示すものといえる (*al-Monitor*, November 6, 2014)。2015年秋にエルサレムから始まったイスラエル・パレスチナ間の衝突（一部ではエルサレム・インティファダとも呼ばれる）でもやはり、事態の收拾に向けて動いたのはヨルダンだった。アブドゥッラーII世国王は、ベンヤミン・ネタニヤフ (Binyamin Netanyahu) イスラエル首相やジョン・ケリー (John Kerry) 米国務長官などと直接協議に当たり、10月時点でハラム・アッシャリーフ内への監視カメラの設置等の対応措置を決めた (*Jordan Times*, October 26, 2015; *Ha'aretz*, October 27, 2015)。

こうしたヨルダン王室主導の聖地管理は、これまでのところ西岸在住のパレスチナ人のあいだでも支持されているようである。イスラエル領内で勢力を伸ばすパレスチナ系のイスラーム運動の指導者らも、ハラム・アッシャリーフ内におけるワクフ省を中心としたヨルダンの主権を否定はしていない (山本 2017, 166)。同様にヨルダン国内でも、パレスチナ系を含めた国民のあいだで、こうした「主権」の行使に対する否定の動きは起きていない。ヨルダンの職能団体が1994年以降、イスラエルとの和平条約の破棄や断交を訴え続けていることから、ヨルダン国民のあいだで東エルサレムへの主権意識は強く、聖地管理をめぐるヨルダン政府の施策は支持を得ていると推察することができる。

2. 「ヨルダン人」としての近代的ネイション・ビルディング

既述のようにヨルダンは、トランスヨルダンを領土、その土地の住民を国民の基礎として、国造りを始めた。オスマン帝国統治下の同地域の住民は、ベドウィン、半ベドウィン、都市住民や農民を含む定住民だった (北澤 1993, 145)。第一次中東戦争が起きると、そこに10万人以上のパレスチナからの難民が流れ込んだ (Boqai and Rampel 2004, 50)。戦争で故郷を追われた

人びとは、パレスチナ人としてのアイデンティティを強く抱き、それは彼らのヨルダン国内での居住が長期化した後も続いた。1950年4月、ヨルダン議会での議決により、西岸が東岸に公式に併合されると、ヨルダン川の東岸および西岸と東エルサレム在住の20万人以上のパレスチナ人全員に対して、ヨルダン政府は国籍を付与した。これによりヨルダン国民の人口は倍増し、国内には主としてトランスヨルダン系とパレスチナ系という異なる出自の人びとが国民として含まれることになった⁽⁷⁾。両者はともにアラブだが、このほかにもヨルダンには民族的にはチュルケス系、宗教的にはシーア派やキリスト教徒など、さまざまな少数派が住む。こうした人口構成は、国家主導によるネーション・ビルディングの試みを必要とした。

ヨルダンにおけるナショナリズムは必然的に近代的な性格を帯びた。それはヨルダンが、列強諸国による分割と近代技術の導入過程で成立した国家であり、多様な住民のあいだで共有される伝統に欠けていたためである。伝統に基盤をおくようにみえる君主制国家においても、近代化は実際のところ、官僚制の制度化などにより、正統性の付与において大きな役割を果たした(Hudson 1977, 165)。またイデオロギー面での国家統一を図るため、1960年代まではトランスヨルダンとパレスチナを架橋しつつ、ヨルダン・アイデンティティと並存し得るものとして、上位概念のアラブ・ナショナリズムが唱えられた。しかしそれも、第三次中東戦争でのアラブ連合軍敗退後は勢いを失っていった(錦田 2010, 37-40)。

不用意なナショナル・アイデンティティの促進は、むしろ危険でもあった。対イスラエル抵抗運動の拠点としてPLO(パレスチナ解放機構)がヨルダン国内で国家内国家の状態を形成し、衝突が起きた(1970年「黒い9月事件」)直後、ヨルダンでは排他的なトランスヨルダン・ナショナリズムが盛り上がった(Abu-Odeh 1999, 257-258)。国民の過半数をパレスチナ系が占めると噂されるなか、こうした対立は、国を二分しないまでも、両者を一国として統合する体制を脅かす恐れがあった。新たな方策として、アブドゥッラーII世国王は、即位の直後から「ヨルダン第一主義」(al-Urdunn awwalan)など一連

の国家主導のキャンペーンを実施し、介入の可能性のある外部勢力の排除と国内の統合を図った (Ryan 2004, 55-57)。こうしたキャンペーンは、一部パレスチナ人のあいだで反発を招いたものの、大きな反対運動は起きていない。

人の移入は2000年以降も続き、ヨルダンには国民以外の居住者を大規模に抱え込むこととなった。2003～2011年のイラク戦争ではイラクから、2011年に始まる「アラブの春」以降はシリアからの難民が数十万人規模でヨルダンへ押し寄せ、長期滞在の住民となった。2016年1月末の時点でヨルダン人口は900万人を超えたが、そのうち実に約3割を占める290万人は、ヨルダン国籍をもたない長期滞在者だった。その半数近い126万人はシリア人である (*Jordan Times*, January 30, 2016)。こうした状況は住民のあいだでのナショナルな統合を困難にするばかりでなく、労働市場で国民の仕事が奪われるなど経済的な不満を高め、政治状況を不安定にさせる可能性が指摘される。これら予想される批判をかわすため、ヨルダン政府はイラク難民、シリア難民に対して国籍を与える政策をとっていない。彼らは一時的な滞在者と位置づけられ、むしろ国際社会から受入国であるヨルダン自体への援助を引き出す取引材料として利用されている (今井 2014)。

3. 立憲主義と王権

国家形成の過程で、伝統的・近代的モデルの利用により正統性の確保が試みられる一方で、立憲主義もまた王室の権威を高めるうえで役立つ (Billingsley 2009, 92-96)。国王の保持する権力について規則を明文化することで、法的裏づけを強調することができるからである。

ヨルダンの憲法は、立憲君主制であることを第1条で定めている。国王は国家元首と明示され (第30条)、立法権、行政権、司法権の三権それぞれに対して影響力をもつ (第25, 26, 27条)。国王は憲法上、首相を任命、解任し、辞任を認める権力を認められており (第35条)、これに基づき実際に首相は頻繁に交代させられる。とくに抗議行動が頻発したり、国民のあいだの不満

が高まったりした場合、責任をとり地位を追われるのは国王ではなく常に首相であった。国王の暗殺未遂が起きた1957年には3人の首相が交代させられ、「黒い9月事件」のあった1970年には4人が、「アラブの春」の起きた2011年には2人の首相が地位を追われた⁽⁸⁾（表7-1参照）。権限を利用した頻繁な首相交代は、あくまで慣行だが、こうした再編成（reshuffling）戦略は、「個々のエリートが自立可能で国王の掌握する権限を越えた恩顧ネットワークを構築するのを防ぐ」（Bank and Schlumberger 2004, 39）。他方で、ヨルダン国内の抗議行動で王制打倒を掲げたものは極めて少ない⁽⁹⁾。

国王の特権的権力行使を定めた、法規の存在も重要である。国王は、首相および関連省の大臣の連署のもとに、独自に王令を出すことができる（第40条）。また、暫定法（qawānīn mu'aqqata）の利用により、議会の閉会中でも国王の承認のもと閣議決定を法的執行力のあるかたちで出すことができる（第94条）。実際にこれを使った例としては、1986年選挙法第25号修正案があげられ、これによって議会選挙はそれまでの複数投票制をとりやめ、単票制（1人1票制度）を導入した。これは選挙制度上も重要な改革であり、その結果は現在に至るまで議論を呼んでいる。

こうした権力をもつ王位に誰がつくかという点に関して、憲法では第28条で王位継承の規則を定めている。男子直系の世襲制であるほか、国王に男子がいなかった場合は弟へ地位が引き継がれることなど、詳細な規則は全13項目にわたる⁽¹⁰⁾。これらの規定は、国王の地位そのものが法的に正統に継承さ

表7-1 「アラブの春」後のヨルダン首相交代

就任時期	退任時期	代	首相名
2009年12月14日	2011年2月9日	59	サミール・アル＝リファアーイー
2011年2月9日	2011年10月24日	60	マアルーフ・アル＝バヒート
2011年10月24日	2012年5月2日	61	アウン・シャウカト・アル＝ハサーウネ
2012年5月2日	2012年10月11日	62	ファーズ・アル＝タラウネ
2012年10月11日	2016年6月1日	63	アブドゥッラー・アル＝ナスール
2016年6月1日	—（現在）	64	ハーニー・アル＝ムルキー

（出所） 筆者作成。

れていることを立証するうえで、重要な位置づけを占める。

「アラブの春」ではチュニジアやエジプトでの体制崩壊の余波を受けて、ヨルダン国内でも抗議デモが起きたが、その際の事態の收拾も、憲法の改正という手段が用いられた。2011年3月、国民対話委員会が発足して改革内容の検討を始めると、4月に憲法改正のための王立委員会が設立された。委員会は内閣に改革案を提示し、それらに基づき議会で憲法改正が議論され、10月には憲法改正が発表された⁴¹⁾。こうした憲法を含む法改正の努力には、国家体制の法的正統性を強調し、権力行使の手段を法的に担保しようとの意図がうかがわれる。これらの施策が功を奏してか、ヨルダンにおける抗議デモは大きな政変には結び付かず、早期に終息することとなった。

4. 最高権力の象徴としての国王

ヨルダンは王朝君主制をとらないため、権力は国王個人に集中されている (Billingsley 2009, 126-128)。そのことは、国王個人が国民に与える印象が重要な鍵を握ることを意味する。

ヨルダン国内において国王は、写真が各省庁の建物入口に掲げられ、地方や組織への視察が日刊紙のトップを常に飾るなど、日常的にその存在が顕示されている。これは国民に君主像を植え付けると同時に、畏敬の念を抱かせるための基本的な装置として働く。強くて親密な国王、国父、というイメージ形成がそこでは試みられている。

これに対して、ヨルダン国王はまたリンチピン君主として、政治の日常業務ではなく、肝心な場面でのみ姿を現し、民心をつかむ存在である (Lucas 2004)。2015年2月に、対「イスラーム国」有志連合軍での捕虜となり焼殺されたムアーズ・アル＝カサースベ中尉 (Mu'ādh Šāfi al-Kasāsbah) の殺害報道後、アブドゥッラーII世国王自らが初めてテレビに登場して弔意を述べたのはその演出の一環といえるだろう (錦田 2015)。中尉の拘束事件については、焼殺が明らかになるまで一貫して情報相が対応に当たっていた。それが

殺害の様子が報道されると一部の国民が激高し、カサースベ部族が集まった集会所では「国王出てこい」と叫ぶ群衆の様子が一部で報じられた。こうした事態に早急に対応するため、国王は国民に対して直接語りかけ、報復に最高司令官として即座に対「イスラーム国」戦に軍を出動させることで、民心を裏切らない国王イメージの創出を図った。「殉教者ムアーズ作戦」は、中尉の殺害が公表された翌日から連日遂行され、決行に際しては、国王自らも戦闘機に乗って出撃するかのような報道もなされた¹²⁾。

国王の死去や即位も、国威の発揚という点では重要な機会といえる。先代フセイン国王の葬儀（1999年）は、48年間続いたヨルダン君主制の安定性を示す儀式であり、ヨルダン国家の活力を示すため、「時代に残る葬儀」(Janaza al-‘Aşr)として報道された (Podeh 2011, 192)。またそれに続くアブドゥッラー-II世国王の即位では、彼自身のイメージに合った西洋的な祭典が催された。フセイン国王がその長期の治世のあいだ、波乱の多い地域で国の安定を保ったという実績は、そもそもが権威の裏づけとなり得るものだが、それに加えて最高権力の象徴として国王を演出することもまた、カリスマ性を利用した統治の正統化として有効な手段だといえるだろう。

おわりに

本章ではヨルダン君主制を支えるうえで、4つの要素が正統性の基盤として機能する様子を検討した。これらはヨルダン独自の地理的・政治的背景に基づいており、相互に密接に関連し合っている。たとえば、第1点の伝統的・イスラーム的権威は、第2点に挙げたトランスヨルダン系とパレスチナ系の住民を統合するうえでも重要な役割を果たす。第4点のカリスマ的支配は、第3点の法制化により国王が正統化されていればこそ、より有効に機能するといえるだろう。すなわち、これらの要素は相互依存的・補完的に国王の権威の源泉 (resource) として機能しているのである。

上記の要素はそれぞれ、当然ながらより深く追究される余地のあるものだが、紙幅の関係で本章では要点を示すにとどめた。ヨルダンにおけるネイション・ビルディングの過程などは、そのみでも多くの論考が示されているが、ここではそれが君主制の安定を維持するうえでどのように機能するのかという点だけに注目している。

クーデターや政変など、個別の政治的現象に注目するのではなく、一国の統治体制全体についてその安定性を論じることには、比較政治上、一定の意義があると考えられる。とはいえ、各国王の個性や時代背景の差により、安定性を支えるうえで必要な要素が異なることも考えられる。安定の度合いを評価する際にも、それを促した要因について過度な一般化は避けるべきだろう。これらの点については、より詳細な議論が求められるが、別稿に譲ることにしたい。

[注] _____

- (1) それぞれの国王の治世年数は次のとおり。アブドゥッラーI世(1921 [1946]～1951)、タラール(1951～1952)、フセイン(1952～1999)、アブドゥッラーII世(1999年～現在に至る)。
- (2) アラブ民族主義を掲げて民衆から強い支持を得たスレイマーン・アン＝ナーブルスィー(Sulaymān an-Nāblusī: 国家社会主義党党首、当時の首相)を旗頭に担ぐクーデター未遂が起こり、国王はヨルダン全土で18カ月の戒厳令を敷き、全政党を解散させた。
- (3) イスラーム教にとっては、預言者ムハンマドが昇天したとされる岩を内包する黄金のドーム、アル＝アクサー・モスクが含まれる場所である。ユダヤ教にとっては、アブラハムが息子イサクを神に生贄に捧げようとしたとされる岩と、それを基礎にかつて第二神殿が築かれたが、ローマ軍に破壊されたとされる場所である。
- (4) 公式ウェブサイトは、<http://www.awqaf.gov.jo/> (アラビア語のみ、2016年1月25日最終閲覧)。
- (5) 現国王のアブドゥッラーII世はその公式ウェブサイトで、預言者ムハンマド直系(ハーシム王家)の第41代を自任している(http://kingabdullah.jo/index.php/en_US/pages/view/id/148.html, 2016年1月25日最終閲覧)。
- (6) 筆者訳。英語版全文は、<http://www.kinghussein.gov.jo/peacetreaty.html> (2016

年1月20日最終閲覧)。

- (7) ヨルダン国内の住民におけるヨルダン系とパレスチナ系の人口比は、国民統合の観点から公式統計には一切明示されない。唯一の例外は、第三次中東戦争(1967年)でガザ地区からヨルダンへ移動したガザ難民であり、彼らは無国籍のパレスチナ出身者であるため「パレスチナ人」としてヨルダンの人口統計に計上される。それ以前に移動し、ヨルダン国籍を取得したパレスチナ人はそこに含まれていない。
- (8) 1946年の独立後、歴代国王は4人であるが、歴代首相の数は多く(再任を含める)、2016年6月1日に着任した現首相ハーニー・アル＝ムルキー(Hānī al-Mulqī)は第64代首相である(2017年8月時点)。
- (9) 例外として、「アラブの春」の初期である2011年2月に起きたラーニヤ王妃批判が挙げられる。事件をめぐる詳細については拙稿参照(錦田2011)。
- (10) 1965年4月1日の修正で「長子相続」を規定(官報1831号)。英語版憲法全文はhttp://www.kinghussein.gov.jo/constitution_jo.html(2016年1月20日最終閲覧)を参照。
- (11) 2011年10月1日の改正(官報5117号)。
- (12) Ma'an "Malik al-Urdunn sayatir bi-nafsihi li-ḡarab maḡarrātun "Dā'sh" *Ma'an*, February 5, 2015. 実際にはこれは誤報で、国王自身は対イスラーム国作戦には参加していない。だがアブドゥッラーII世国王はイギリスのサンドハースト王立士官学校の出身で、実戦経験もあるため、現実味のある噂を流すことで、国民のあいだで求心力を得ようとした可能性も考えられる。

〔参考文献〕

<日本語文献>

- 今井静 2014. 「ヨルダンにおけるシリア難民受入の展開——外交戦略としての国際レジームへの接近をめぐる——」『国際政治』(178) 11月 44-57.
- ウェーバー, マックス 1970. (世良晃志郎訳)『支配の諸類型』創文社.
- 2012. (濱嶋朗訳)『権力と支配』講談社.
- 北澤義之 1993. 「ヨルダンの『国民』形成——トランスヨルダン成立期を中心に——」酒井啓子編『国家・部族・アイデンティティー——アラブ社会の国民形成——』アジア経済研究所 143-186.
- 吉川卓郎 2007. 『イスラーム政治と国民国家——エジプト・ヨルダンにおけるムスリム同胞団の戦略——』ナカニシヤ出版.
- 錦田愛子 2010. 『ディアスポラのパレスチナ人——「故郷(ワタン)」とナシヨナ

ル・アイデンティティ——』有信堂高文社。

- 2011. 「ヨルダン・ハーシム王国におけるアラブ大変動の影響——内政と外交にかかわる政治・社会構造および直面する課題——」酒井啓子編『<アラブ大変動>を読む——民衆革命のゆくえ——』東京外国語大学出版会 159-182.
- 2015. 「イスラーム国人質事件から見るヨルダン国家安定のメカニズム」アジア経済研究所 中間報告書.
- 浜中新吾・白谷望 2015. 「正統性をめぐるパズル——モロッコにおける君主制と議会政治——」『比較政治研究』1, 12月 1-19.
- 山本健介 2017. 「オスロ合意以降のエルサレム問題と聖地——イスラエル領内におけるイスラーム運動の活性化——」『イスラーム世界研究』10, 3月 152-176.

<英語文献>

- Abu-Odeh, Adnan 1999. *Jordanians, Palestinians, & the Hashemite Kingdom in the Middle East Peace Process*, Washington D.C.: United States Institute of Peace Press.
- Bank, Andre, and Oliver Schlumberger 2004. "Jordan: Between Regime Survival and Economic Reform." In *Arab Elites: Negotiating the Politics of Change*, edited by Volker Perthes, Boulder and London: Lynne Rienner Publishers 35-60.
- Beblawi, Hazem 1987. "The Rentier State in the Arab World." In *The Rentier State*, edited by Hazem Beblawi and Giacomo Luciani, London and New York: Croom Helm, 49-62.
- Billingsley, A. J. 2009. *Political Succession in the Arab World: Constitutions, Family Loyalties and Islam*, London: Routledge.
- Boqai, Nihad, and Terry Rampel eds. 2004. *Survey of Palestinian Refugees and Internally Displaced Persons 2003*, Bethlehem: BADIL Resource Center for Palestinian Residency and Refugee Right.
- Herb, Michael 1999. *All in the Family: Absolutism, Revolution, and Democracy in the Middle Eastern Monarchies*, Albany: State University of New York Press.
- Hudson, Michael C. 1977. *Arab Politics: The Search for Legitimacy*, New Haven: Yale University Press.
- Huntington, Samuel P. 1968. *Political Order in Changing Societies*, New Haven: Yale University Press.
- Lucas, Russell E. 2004. "Monarchical Authoritarianism: Survival and Political Liberalization in a Middle Eastern Regime Type." *International Journal of Middle East Studies*, 36 (1) February: 103-119.
- Podeh, Elie 2011. *The Politics of National Celebrations in the Arab Middle East*, Cam-

bridge: Cambridge University Press.

Robins, Philip 2004. *A History of Jordan*, Cambridge: Cambridge University Press.

Ryan, Curtis R. 2004. "Jordan First': Jordan's Inter-Arab Relations and Foreign Policy under King Abudullah II." *Arab Studies Quarterly*, 26 (3) Summer: 43-62.

Shlaim, Avi 1988. *Collusion Across the Jordan: King Abdullah, the Zionist Movement, and the Partition of Palestine*, Oxford: Oxford University Press.

——— 2007. *Lion of Jordan: the life of King Hussein in war and peace*, New York: Vintage Books.

<新聞・雑誌>

Ha'aretz

Jordan Times

al-Monitor

